

地域職業訓練センター等の地方自治体への譲渡条件について

情報処理技能者養成施設（コンピュータ・カレッジ）及び地域職業訓練センター（茨城県職業人材育成センター、能力開発支援センター及び建設技能研修センターを含む。）については、平成22年度末をもって、独立行政法人雇用・能力開発機構の業務としては廃止し、国の事業としても廃止することとしており、建物の譲渡を希望する地方自治体に対しては、これを譲渡することとし、その譲渡条件については、昨年12月16日の労働部会でご了承をいただき、下記のように取り扱うこととした。

【譲渡条件】

建物の時価から解体費用を差し引いた額で譲渡することとし、解体費用が時価を上回る場合は無償譲渡

注：これら施設は地方自治体の土地を借り受けていることから、地方自治体に譲渡できない場合には、土地を更地（原状回復）にして返還することが必要となる。